

災害による県税減免等のご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、税金を免除したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

◇県税の減免……被害の状況によっては、申請されますと次の県税が減額、または免除される場合があります。

被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内に申請する必要があります。

	減免の対象	減免の内容	必要書類
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた年の前年の所得に係る個人事業税 ※24年に被害があった場合は、23年分所得に係る個人事業税(24年度課税分)が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業用資産に1/2以上の損害があり、被害を受けた年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 ➡ 一部又は全額免除 ●住宅又は家財に1/2以上の損害があり、前年分の合計所得金額が500万円以下の場合 ➡ 全額免除 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害減免申請書 ●被災証明書(市町村長又は所管官公署長発行) ●保険金等の補てんがあった場合はその補てん金額を証する書類
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ●被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日から3年以内に代替の不動産を取得した場合 ➡ 代替の不動産の税額から被害不動産の被害部分に相当する税額を軽減 ●不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日が納期限以前の場合 ➡ 被害不動産の税額から、被害部分に相当する税額を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ●その他 ★このほか、自動車税では、次のものがが必要です。 ●被災自動車の写真 ●抹消登録証明書(車検証) ●修理のときは、修理工場の領収証等
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ●被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車が使用不能の場合 ➡ 全額免除 ●被害額が自動車の被災前の価額の1/2以上の場合 ➡ 税額の1/2相当額を軽減 ★自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。 	

※被害額は、保険金等で補てんされる額を除きます。

個人県民税……お住まいの市町村で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。(市町村によって、取扱が異なりますので、減免制度の有無や要件等、詳しいことは、お住まいの市町村にお尋ねください。)

◇納期限の延長……期限までに、県税についての申告書等の提出や、県税を納めることができないときは、申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

◇納税の猶予……被災により県税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

**【詳しいお問い合わせ先】 熊本県阿蘇地域振興局 税務課 0967(22)4527
熊本県自動車税事務所 096(368)4020**